

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 40,586,775	千円 4,281,818	千円 44,868,593
	1 県 民 税	11,112,110	704,144	11,816,254
	2 事 業 税	11,893,677	2,699,539	14,593,216
	3 不動産取得税	1,760,462	97,877	1,858,339
	4 県たばこ消費 税	1,559,917	67,897	1,627,814
	5 娯楽施設利用 税	431,546	37,836	469,382
	6 料理飲食等消 費税	3,288,574	92,319	3,380,893
	7 自動車税	5,104,702	115,630	5,220,332
	8 飲 区 税	2,415	130	2,545
	9 狩猟者登録税	15,368	661	16,029
	10 自動車取得税	1,963,723	171,412	2,135,135
11 醤油引取税	3,443,067	293,802	3,736,869	

	12 入 猟 税	11,214	571	11,785
3 地方交付税		92,115,474	2,449,442	94,564,916
	1 地方交付税	92,115,474	2,449,442	94,564,916
5 分担金及び負 担金		4,619,490	△ 104,101	4,515,389
	1 分 担 金	1,388,224	△ 38,495	1,349,729
	2 負 担 金	3,231,266	△ 65,606	3,165,660
	6 使用料及び手 数料	4,609,297	△ 38,232	4,571,065
1 使 用 料		3,636,077	△ 52,003	3,584,074
	2 手 数 料	973,220	13,771	986,991
7 国庫支出金		72,847,577	△ 2,999,455	69,848,122
	1 国庫負担金	22,986,987	△ 1,063,731	21,923,256
	2 国庫補助金	49,049,807	△ 1,940,261	47,109,546
	3 委 託 金	810,783	4,537	815,320
8 財 産 収 入		1,238,632	101,311	1,339,943
	1 財産運用収入	548,245	△ 705	547,540
	2 財産売却収入	750,387	102,016	852,403

9 寄 附 金	1 寄 附 金	61,269	8,599	69,868
10 繰 入 金	1 特別会計繰入金	748,593	△ 50,725	697,868
	2 基金繰入金	1,403,490	△ 960,010	443,480
12 諸 収 入	2 県預金利子	126,911	310,797	437,708
	3 公営企業貸付金元利収入	1,929,848	△ 444,463	1,485,385
	4 貸付金元利収入	19,715,492	△ 2,688,972	17,026,520
	5 受託事業収入	891,714	△ 53,021	338,693
	6 収益事業収入	875,557	72,705	948,262
	7 利子割精算金収入	4,437	△ 4,275	162
	8 雑 入	2,527,698	120,320	2,648,018
13 県 債	1 県 債	32,913,793	△ 246,148	32,667,645
歳 入 合 計		280,179,553	△ 244,410	279,935,143

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	1 議 会 費		千円 798,774	千円 △ 15,913	千円 782,861
2 総 務 費	1 議 会 費		798,774	△ 15,913	782,861
			13,367,921	6,043,594	19,411,515
			9,145,477	5,920,512	15,065,989
			1,267,971	49,121	1,317,092
			1,739,666	9,033	1,748,719
	505,307	81,207	586,514		
	40,881	△ 7,395	33,486		
	174,521	△ 2,391	172,130		
	278,716	△ 383	278,333		
	102,947	△ 5,417	97,530		
	112,415	△ 693	111,722		
	17,251,795	△ 508,977	16,742,818		
3 民 生 費	1 社会福祉費	9,083,422	△ 51,628	9,031,794	

4 衛生費	2 児童福祉費	5,634,818	△ 123,039	5,511,774
	3 生活保護費	2,525,131	△ 835,090	2,180,031
	4 災害救助費	8,439	730	9,219
		7,877,755	△ 459,036	7,418,719
5 労働費	1 公衆衛生費	2,166,407	△ 72,074	2,094,333
	2 環境衛生費	896,720	3,645	900,365
	3 保健所費	1,439,892	5,288	1,445,190
	4 医 薬 費	3,374,736	△ 895,905	2,978,831
6 農林水産業費		1,177,054	△ 80,015	1,097,039
	1 勞 政 費	351,250	△ 3,840	347,410
	2 職業訓練費	564,423	△ 45,990	518,433
	3 失業対策費	162,042	△ 80,091	131,951
7 商工費	4 労働委員会費	99,339	△ 94	99,245
		44,444,485	△ 2,208,075	42,236,410
	1 農 業 費	8,725,773	△ 1,085,541	7,640,232
	2 畜 産 業 費	2,958,841	△ 134,139	2,824,702
8 土木費	3 農 地 費	18,007,222	△ 552,676	17,454,546
	4 林 業 費	9,498,447	△ 423,844	9,074,603
	5 水 産 業 費	5,254,202	△ 11,875	5,242,327
		20,745,977	△ 1,805,445	18,940,532
9 警察費	1 商 業 費	10,006,747	△ 1,570,461	8,436,286
	2 工 鉱 業 費	10,364,583	△ 101,620	10,262,963
	3 観 光 費	374,647	△ 133,364	241,283
		67,433,851	△ 81,805	67,352,046
9 警察費	1 土 木 管 理 費	378,145	△ 10,237	367,908
	2 道 路 橋 小 小 費	30,528,836	△ 15,965	30,512,871
	3 河 川 海 岸 費	19,859,850	389,015	20,248,865
	4 港 湾 費	7,946,607	101,339	8,047,946
9 警察費	5 都 市 計 画 費	5,451,684	△ 408,422	5,043,262
	6 住 宅 費	3,268,729	△ 137,535	3,131,194
		11,719,057	140,722	11,859,779
	1 警 察 管 理 費	10,505,427	140,191	10,645,618

10 教育費	2 警察活動費	1,213,630	531	1,214,161	
		55,508,387	△ 803,845	54,704,542	
	1 教育給務費	8,331,621	△ 159,569	3,172,052	
	2 小学校費	19,948,264	△ 304,045	19,644,219	
	3 中学校費	11,208,364	△ 112,365	11,095,999	
	4 高等学校費	15,008,601	△ 77,238	14,931,363	
	5 特殊学校費	2,733,827	△ 111,970	2,621,857	
	6 社会教育費	2,658,051	△ 20,760	2,637,291	
	7 保健体育費	619,659	△ 17,898	601,761	
	11 災害復旧費		8,363,045	△ 1,912,934	6,450,111
		1 農林水産施設災害復旧費	3,345,892	△ 819,789	2,526,103
		2 土木施設災害復旧費	5,017,153	△ 1,093,145	3,924,008
	13 諸支出金		2,009,574	1,447,319	3,456,893
1 公営企業支出金		149,271	1,301,447	1,450,718	
2 利子割交付金		385,776	△ 16,226	369,550	
3 娯楽施設利用税交付金		149,637	9,700	159,337	

第2表 繰越明許費補正

追 加

歳 出	合 計	4 自動車取得税交付金		金額
		1,305,876	169,456	
	5 利子割精算金	19,014	△ 17,058	1,956
	合計	280,179,553	△ 244,410	279,935,143
4 衛生費	2 環境衛生費	公園等施設整備事業費		39,113
6 農林水産業費	4 林業費	林道開設事業費		20,378
		林業地域総合整備事業費		17,974
	5 水産業費	内水面漁業振興費		1,800
		漁業用無線施設等整備事業費		12,882
		水産試験場整備費		205,376
7 商工費	2 工鉱業費	旧岩美鉱山鉱害防止事業費		34,157
8 土木費	2 道路橋のよう費	積雪寒冷対策道路事業費		57,465
		道路改良事業費		39,000
		橋のよう架換事業費		224,400

3 河川海岸費	緊急地方道路整備事業費	6,800
	砂防維持修繕費	9,800
	河川改良事業費	698,650
	河川局部改良事業費	25,530
	河川激甚災害対策特別緊急事業費	379,430
	河川災害関連事業費	623,620
	河川災害復旧助成事業費	314,290
	河川改修事業費	18,882
	市町村受託事業費	12,922
	通常砂防事業費	110,280
	地すべり対策事業費	12,200
急傾斜地崩壊対策事業費	47,900	
雪崩対策事業費	11,000	
災害関連緊急砂防等事業費	12,800	
砂防災害関連事業費	37,000	
県急傾斜地崩壊対策事業費	6,000	

11 災害復旧費	6 住宅費	市町村受託事業費	5,000
		公営住宅建設事業費	77,420
	4 高等学校費	高等学校整備費	146,569
		1 農林水産施設災害復旧費	63年耕地災害復旧費
2 土木施設災害復旧費	62年建設災害復旧費	779,600	
	63年建設災害復旧費	138,000	
計			4,170,545

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
米子崎津地区中核工業団地造成事業の用地購入費	昭和63年度から平成元年度まで	千円 69,830
土地改良費	昭和63年度から平成元年度まで	465,128
林道費	昭和63年度から平成元年度まで	35,100
治山費	昭和63年度から平成元年度まで	31,360
漁港建設費	昭和63年度から平成元年度まで	125,900
道路新設改良費	昭和63年度から平成元年度まで	452,487

橋りょう新設改良費	昭和63年度から平成元年度まで	126,105
河川改良費	昭和63年度から平成元年度まで	132,000
砂防費	昭和63年度から平成元年度まで	76,000
海岸保全費	昭和63年度から平成元年度まで	27,000
空港費	昭和63年度から平成元年度まで	432,650
街路事業費	昭和63年度から平成元年度まで	138,100

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 %	限度額 千円	起債の方法 利率 %
文書費	169,000	%	181,000	%
環境保全費	38,000		94,000	
畜産振興費	59,000		61,000	
土地改良費	2,105,000		2,065,000	
開墾及び開拓事業費	138,000		125,000	
農地防災事業費	44,000		48,000	
林道費	446,000		405,000	

治山費	588,000	565,000		
漁港建設費	417,000	427,000		
沿岸漁場整備開 発費	161,000	159,000		
水産試験研究機 関整備費	476,000	479,000		
道路維持費	1,080,000	1,088,000		
道路新設改良費	3,068,000	3,070,000		
河川改良費	3,809,000	3,867,000		
砂防費	2,761,000	2,705,000		
海岸保全費	160,000	161,000		
港湾建設費	927,000	918,000		
港湾管理組合費	53,000	145,000		
公営住宅建設事 業費	704,000	638,000		
高等学校施設設 備整備費	445,000	493,000		
図書館費	995,000	1,065,000		
治山施設災害復 旧費	33,000	0		
治山施設等災害 関連事業費	28,000	31,000		

3	集中管理事業 収入	267,239	△	5,515	261,724
歳入	合計	886,140	△	5,515	880,625

1	事業費	補正前の額	補正額	計
		千円 877,740	千円 △ 5,515	千円 872,225
3	集中管理事業費	266,940	△ 5,515	261,425
歳出	合計	886,140	△ 5,515	880,625

昭和63年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 262,083千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,645,502千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

1	証紙収入	補正前の額	補正額	計
		千円 3,348,110	千円 265,022	千円 3,608,132
1	証紙収入	3,348,110	265,022	3,608,132
2	繰越金	40,309	△ 2,939	37,370
1	繰越金	40,309	△ 2,939	37,370
歳入	合計	3,388,419	262,083	3,645,502

1	一般会計繰出金	補正前の額	補正額	計
		千円 3,831,916	千円 242,378	千円 3,574,294
1	一般会計繰出金	3,831,916	242,378	3,574,294
3	予備費	51,502	19,705	71,207
1	予備費	51,502	19,705	71,207
歳出	合計	3,883,419	262,083	3,645,502

昭和63年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の中企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141,555千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,900,957千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 41,466	千円 △ 8,226	千円 33,240
	1 国庫補助金		△ 8,226	33,240
2 繰入金		159,544	△ 20,405	139,139
	1 一般会計繰入金	159,544	△ 20,405	139,139
3 繰越金		53,915	16,172	70,087
	1 繰越金	53,915	16,172	70,087
4 諸収入		2,605,367	△ 102,570	2,502,797
	1 県預金利子	852	△ 805	47

5 債	2 貸付金元利収 入	2,604,514	△ 101,939	2,502,575
	3 雑 入	1	174	175
1 県 債		182,220	△ 26,526	155,694
1 県 債		182,220	△ 26,526	155,694
歳 入 合 計		3,042,512	△ 141,555	2,900,957

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代 化資金貸付事 業費		千円 3,042,512	千円 △ 141,555	千円 2,900,957
	1 中小企業近代 化資金貸付事 業費	3,042,512	△ 141,555	2,900,957
歳 出 合 計		3,042,512	△ 141,555	2,900,957

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の利率 方法	限度額	起債の利率 方法
中小企業高度化 資金貸付金	千円 182,220	%	千円 155,694	%
	182,220	/	155,694	/
計	182,220	/	155,694	/

昭和63年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ499,798千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 47,492	千円 △ 47,492	千円 0
	1 国庫貸付金	47,492	△ 47,492	0
2 繰 入 金		34,243	△ 24,658	9,585
	1 一般会計繰入金	34,243	△ 24,658	9,585
3 繰 越 金		162,756	71,238	233,994
	1 繰 越 金	162,756	71,238	233,994

4 諸 収 入

	256,007	212	256,219
3 雑 入	1	212	213
歳 入 合 計	500,498	△ 700	499,798

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付事業費		千円 500,498	千円 △ 700	千円 499,798
	1 農業改良資金貸付事業費	500,498	△ 700	499,798
歳 出 合 計		500,498	△ 700	499,798

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起債の利率 償還の方法	限 度 額	起債の利率 償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 47,492	%	千円 0	%
計	47,492	/	0	/

昭和63年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
2 繰越金		39,440	△ 752	千円 38,688
	1 繰越金	39,440	△ 752	38,688
3 諸収入		70,560	752	71,312
	1 貸付金元利収入	70,558	752	71,310
歳入	合計	112,400	0	112,400

昭和63年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,084千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
1 国庫支出金		4,872	△ 223	千円 4,649
	1 国庫補助金	4,872	△ 223	4,649
2 財産収入		28,506	8,380	36,886
	1 財産売払収入	28,452	8,339	36,791
	2 財産運用収入	54	41	95
3 繰入金		167,736	△ 25,809	141,927
	1 一般会計繰入金	167,736	△ 25,809	141,927
4 繰越金		1,000	1,281	2,281
	1 繰越金	1,000	1,281	2,281
5 諸収入		37,252	4,287	41,539
	2 雑収入	37,152	4,287	41,439
6 県債		73,000	△ 3,000	70,000

1 県 債	73,000	△ 3,000	70,000
歳 入 合 計	312,366	△ 15,084	297,282

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費	1 職 員 費	101,815	△ 5,265	96,550
	2 保育事業費	136,990	△ 11,306	125,684
	3 処分事業費	6,973	△ 750	6,223
	5 管理事業費	17,320	2,513	19,833
	2 公 債 費	49,168	△ 276	48,892
歳 出 合 計	1 公 債 費	49,168	△ 276	48,892
	合 計	312,366	△ 15,084	297,282

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の利率方法	限度額	起債の利率方法

県営林事業費	千円 73,000	%	千円 70,000	%
計	73,000		70,000	

昭和63年度鳥取県宮境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の県宮境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,519千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料	1 使用料	218,983	△ 5,161	213,822
		千円	千円	千円
3 繰 入 金	1 一般会計繰入金	96,876	4,323	101,199
		千円	千円	千円
4 繰 越 金	1 繰越金	90		91
		千円	千円	千円

歳 入	繰 越 金		1	90	91
	1 雑 入				
		32,715	△	1,771	30,944
		32,715	△	1,771	30,944
合 計		408,845	△	2,519	406,326

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費			240,664	△ 2,519	238,145
			1 事 業 費	240,664	△ 2,519
合 計			408,845	△ 2,519	406,326

昭和63年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
歳 入

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金			16,030	△ 16,030	0
			1 国庫補助金	16,030	△ 16,030
2 繰 入 金			9,382	△ 8,015	1,367
			1 一般会計繰入金	9,382	△ 8,015
3 繰 越 金			1	24,045	24,046
			1 繰 越 金	1	24,045
合 計			91,369	0	91,369

昭和63年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,965千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)
第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
1	繰 入 金	1 一般会計繰入金	2,925	△ 965	1,960
2	県 債	1 県 債	223,000	△ 105,000	118,000
	歳 入	合 計	225,925	△ 105,965	119,960

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
		千円	千円		
1	漁港臨海土地造成事業費	223,000	△ 105,000	118,000	
2	公 債 費	2,925	△ 965	1,960	
	歳 出	合 計	225,925	△ 105,965	119,960

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起債の利率方法	限 度 額	起債の利率方法
漁港臨海土地造成事業費	千円 223,000	%	千円 118,000	%
計	223,000	/	118,000	/

昭和63年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,955千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,102,830千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
1	分担金及び負担金		222,605	△ 1,925	220,680

3	国庫支出金	1	負担金	222,605	△	1,925	220,680
			国庫補助金	252,000	△	8,400	243,600
		1	国庫補助金	252,000	△	8,400	243,600
4	繰入金	1	繰入金	584,839	△	47,544	537,295
			一般会計繰入金	584,839	△	47,544	537,295
		1	繰入金	584,839	△	47,544	537,295
5	繰越金	1	繰越金	1		302	303
			繰越金	1		302	303
		1	繰越金	1		302	303
6	諸収入	1	雑収入	10,339		612	10,951
			雑収入	10,339		612	10,951
		1	雑収入	10,339		612	10,951
7	県債	1	県債	94,000	△	4,000	90,000
			県債	94,000	△	4,000	90,000
		1	県債	94,000	△	4,000	90,000
歳入		合	計	1,163,785	△	60,955	1,102,830

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1	流域下水道事業費	798,170	△	58,874	739,296	
		562,629	△	28,485	534,144	
		1	流域下水道建設事業費			534,144

2	公債費	2	流域下水道管理事業費	235,541	△	30,389	205,152
		1	公債費	365,615	△	2,081	363,534
		1	公債費	365,615	△	2,081	363,534
歳出		合	計	1,163,785	△	60,955	1,102,830

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の利率方法	限度額	起債の利率方法
天神川流域下水道事業費	千円 94,000	%	千円 90,000	%
計	94,000		90,000	

昭和63年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

昭和63年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,678千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ420,194千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 9,675	千円 3,409	千円 13,084
	2 財産売却収入	226,029	△ 178,723	47,306
2 財産収入	1 財産運用収入	10,495	△ 1,442	9,053
	2 財産売却収入	226,029	△ 178,723	47,306
3 繰 入 金	1 一般会計繰入金	121,670	174,033	295,703
	2 繰越金	0	45	45
6 繰 越 金	1 繰越金	0	45	45
	合 計	422,872	△ 2,678	420,194
歳 出				
1 事業費	補正前の額	千円 422,872	千円 2,678	千円 420,194
	1 事業費	422,872	△ 2,678	420,194

歳 出 合 計	422,872	△ 2,678	420,194
---------	---------	---------	---------

昭和63年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算
 昭和63年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,079千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 210,508千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金	1 国庫委託金	千円 3,500	千円 1,674	千円 5,174
	2 財産収入	32,664	5,536	38,200
3 繰 入 金	1 一般会計繰入金	197,282	△ 35,291	161,991
	1 財産売却収入	32,664	5,536	38,200

4 諸 収 入		2,141	3,002	5,143
	1 雑 入	2,141	3,002	5,143
歳 入	合 計	235,587	△ 25,079	210,508

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県立学校水産実習船実習費		千円 235,587	千円 △ 25,079	千円 210,508
	1 県立学校水産実習船実習費	235,587	△ 25,079	210,508
歳 出	合 計	235,587	△ 25,079	210,508

昭和63年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和63年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出の補正)

第2条 昭和63年度鳥取県営電気事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 電気事業収益	1,708,284千円	81,135千円	1,789,419千円

第1項 営業収益 1,583,237千円 81,135千円 1,664,372千円

第1款 電気事業費 1,633,754千円 46,415千円 1,680,169千円

第1項 営業費用 1,043,187千円 46,415千円 1,089,602千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつ書を「資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額270,003千円は過年度分損益勘定留保資金204,003千円及び繰越利益剰余金処分額66,000千円で補てんするものとする。」に改め資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			

第1款 資本的支出 2,170,983千円 30千円 2,171,013千円

第2項 企業債償還金 219,275千円 30千円 219,305千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	554,253千円	46,415千円	600,668千円

昭和63年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和63年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和63年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 増港外港竹内地区埋立地売却面積	5.3ヘクタール	15.2ヘクタール	20.5ヘクタール

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 埋立事業収益	796,653千円	3,617,950千円	4,414,603千円
第1項 営業収益	796,633千円	3,561,455千円	4,358,088千円
第3項 特別利益	0千円	56,495千円	56,495千円
支 出			
第1款 埋立事業費	751,765千円	5,818,591千円	6,570,356千円
第1項 営業費用	751,765千円	5,818,591千円	6,570,356千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,675,453千円は過年度分損益勘定留保資金1,795,059千円及び当年度分損益勘定留保資金 880,394千円で補てんするものとする。」に改め資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,418,916千円	△2,002,000千円	1,416,916千円
第1項 企業債	3,302,000千円	△3,302,000千円	0千円

第3項 他会計からの長期借入金 0千円 1,300,000千円 1,300,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,458,449千円	633,920千円	4,092,369千円
第1項 建設改良費	1,574,764千円	99,920千円	1,674,684千円
第2項 企業債償還金	1,845,700千円	534,000千円	2,379,700千円

第5条 予算第5条中「3,302,000千円」を「0千円」に改める。

昭和68年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和68年度鳥取県営観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和68年度鳥取県営観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 観光施設事業収益	79,495千円	△ 200千円	79,295千円
第1項 営業収益	38,785千円	△ 1,719千円	37,066千円
第2項 営業外収益	249千円	△ 8千円	241千円
第3項 他会計からの借入金	40,461千円	△35,653千円	4,808千円

第4項 他会計からの長期借入金		0千円	37,180千円	37,180千円
支 出				
第1款	観光施設事業費	135,378千円	△35,853千円	99,525千円
第1項	営業費用	82,666千円	△ 200千円	82,466千円
第3項	他会計からの借入金償還金	40,461千円	△35,653千円	4,808千円
(資本的収入及び支出の補正)				
第3条 予算第4条本文かつ書を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				
(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	108,810千円	△ 80千円	108,730千円
第1項	他会計からの借入金	108,810千円	△108,810千円	0千円
第2項	他会計からの長期借入金	0千円	108,730千円	108,730千円
支 出				
第1款	資本的支出	217,620千円	△108,890千円	108,730千円
第1項	建設改良費	530千円	△ 80千円	450千円
第3項	他会計からの借入金償還金	108,810千円	△108,810千円	0千円

(総 則)
昭和63年度鳥取県取県宮病院事業会計補正予算

第1条 昭和63年度鳥取県取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるとこ

ろによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和63年度鳥取県取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業収益	10,018,682千円	△7,957千円	10,010,725千円
第2項	医業外収益	922,853千円	△9,135千円	913,718千円
第3項	特別利益	0千円	1,178千円	1,178千円
支 出				
第1款	病院事業費	10,018,829千円	△3,086千円	10,015,743千円
第1項	医業費用	9,630,645千円	2,078千円	9,632,723千円
第2項	医業外費用	381,983千円	△6,740千円	375,243千円
第3項	特別損失	6,201千円	1,576千円	7,777千円
(資本的収入及び支出の補正)				
第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				
(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	1,754,563千円	△ 4,509千円	1,750,054千円
第1項	出資金	432,396千円	△ 990千円	431,406千円
第2項	他会計からの借入金	1,054,167千円	△ 4,427千円	1,049,740千円
第3項	企業債	268,000千円	△10,000千円	258,000千円

第4項 補助金	0千円	10,000千円	10,000千円
第5項 電話債券償還金	0千円	908千円	908千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,195,315千円	△ 990千円	2,194,325千円
第1項 建設改良費	305,261千円	△ 990千円	304,271千円
(企業債の補正)			
第4条 予算第5条中「268,000千円」を「258,000千円」に改める。			

鳥取県告示第五百九十七号

平成元年二月定例県議会で三月二十二日議決された平成元年度鳥取県一般会計予算、平成元年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、平成元年度鳥取県収入証紙特別会計予算、平成元年度鳥取県公共用地先行取得事業特別会計予算、平成元年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、平成元年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、平成元年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、平成元年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、平成元年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、平成元年度鳥取県営林事業特別会計予算、平成元年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、平成元年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、平成元年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算、平成元年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算、平成元年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算、平成元年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、平成元年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、平成元年度鳥取県電気事業会計予算、平成元年度鳥取県営工業用水道事

業会計予算、平成元年度鳥取県管理立事業会計予算、平成元年度鳥取県管
 観光施設事業会計予算及び平成元年度鳥取県管病院事業会計予算は、次の
 ようとする。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 田 次

平成元年度鳥取県一般会計予算

平成元年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 289,028,000千円と定
 める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入
 歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を
 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債
 務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第280条第1項の規定により起すことができる地方
 債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3
 表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第285条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ

の最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額	区	税	金額
1 県 税	1 県 民 税	41,689,517	8 銃 区	税	2,541
		11,661,262	9 狩 猟 者 登 録 税		15,027
		13,952,277	10 自 動 車 取 得 税		2,085,183
		2,037,145	11 軽 油 引 取 税		3,975,869
		1,375,796	12 入 猟 税		11,054
		224,686	13 旧 法 に よ る 税		457,537
		636,394	2 地 方 譲 与 税		5,474,660
7 自 動 車 税	3 地 方 交 付 税	5,254,746	1 消 費 譲 与 税		2,896,000
			2 地 方 道 路 譲 与 税		2,390,458
			3 石 油 ガ ス 譲 与 税		183,918
			4 航 空 機 燃 料 譲 与 税		4,284
6 特 別 地 方 消 費 税	4 地 方 交 付 税	224,686	1 地 方 交 付 税		102,800,000
			2 地 方 交 付 税		102,800,000
			3 地 方 交 付 税		102,800,000
5 ゴ ル フ 場 利 用 税	4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	224,686	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		320,314
			2 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		320,314
7 自 動 車 税	5 分 担 金 及 び 負 担 金	5,254,746	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		320,314
			2 分 担 金 及 び 負 担 金		5,458,068

6 使用料及び手数料	1 分 担 金	1,278,359	11 繰 越 金	2 基 金 繰 入 金	2,446,480
	2 負 担 金	4,179,709		1 繰 越 金	100,000
7 国 庫 支 出 金	1 使 用 料	3,850,401	12 諸 収 入	1 延滞金、加算金及び過料	67,201
	2 手 数 料	986,986		2 県 預 金 利 子	258,318
		67,759,977		3 公営企業貸付金元利収入	1,409,582
8 財 産 収 入	1 国 庫 負 担 金	21,701,606	4 貸 付 金 元 利 収 入	22,806,039	
	2 国 庫 補 助 金	44,961,202	5 受 託 事 業 収 入	651,628	
	3 委 託 金	1,097,169	6 収 益 事 業 収 入	1,028,717	
9 寄 附 金	1 財 産 運 用 収 入	800,140	7 利 子 割 精 算 金 収 入	6,209	
	2 財 産 売 払 収 入	522,737	8 雑 入	2,204,575	
10 繰 入 金		85,745	13 県 債	27,526,050	
	1 寄 附 金	85,745	1 県 債	27,526,050	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	785,656	合 計	289,028,000	

7 商 工 費	3 農 地 費	19,851,988	10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	1,248,101
	4 林 業 費	9,455,692		1 教 育 総 務 費	55,965,877
	5 水 産 業 費	4,834,476		2 小 学 校 費	3,256,344
	1 商 業 費	24,483,385		3 中 学 校 費	19,673,329
	2 工 鉱 業 費	9,199,932		4 高 等 学 校 費	10,782,079
8 土 木 費	3 観 光 費	14,920,502	5 特 殊 学 校 費	15,115,063	
	1 土 木 管 理 費	362,951	6 社 会 教 育 費	2,819,594	
	2 道 路 橋 りょう 費	66,642,942	7 保 健 体 育 費	3,635,136	
	3 河 川 海 岸 費	390,824	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	684,332	
9 警 察 費	4 港 湾 費	31,476,565	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,848,936	
	5 都 市 計 画 費	18,629,057	1 公 營 企 業 支 出 金	1,409,283	
	6 住 宅 費	7,708,467		3,439,653	
	1 警 察 管 理 費	5,037,104		27,834,208	
		3,400,925		27,834,208	
		11,899,924		2,469,756	
	10,651,823		101,383		

	に定めるところを 補償する より損の日まで	到来後10か月を経過した日において 農林漁業基金が弁済を受け ることかたがた定められた元金運 害額(損失補償契約に定める金額 金を含む。)に相当する金額
漁業近代化資金利子補給	平成元年度から平成20年度まで	193,248
漁業経営維持安定資金利子補給	平成元年度から平成9年度まで	26,116
漁業経営再建資金利子補給	平成元年度から平成12年度まで	38,532
漁業経営安定資金利子補給	平成元年度から平成3年度まで	3,212
一般国道431号道路改良事業用地購入費	平成元年度から平成5年度まで	441,700
一般国道日吉津伯耆大山停車場線特殊改良一種事業用地購入費	平成元年度から平成5年度まで	97,500
一般県道亀谷北条線一特殊改良一種事業用地購入費	平成元年度から平成5年度まで	78,000
主要地方道西伯根雨ちトノ改修工事	平成元年度から平成4年度まで	2,500,000
河北第二土地区画整理事業に伴う道179号)	平成元年度から平成5年度まで	609,000
一般国道179号橋りょう整備工事(菅吉大橋上部工)	平成元年度から平成2年度まで	400,000
主要地方道瀧口伯大線橋りょう整備工事(鬼守橋上部工)	平成元年度から平成2年度まで	260,000
主要地方道網代港線橋りょう整備工事(網代橋上部工)	平成元年度から平成2年度まで	250,000
一般県道八東停車場一線緊急橋りょう整備工事(八東橋上部工及び仮橋工)	平成元年度から平成2年度まで	250,000
鳥取都市計画道路飛行場布勢線街路事業用地購入費	平成元年度から平成5年度まで	195,000
米子境港市計画道路米子中突線街路事業用地購入費	平成元年度から平成5年度まで	233,600
真郷羽合臨海公園園整のち屋敷新築工事	平成元年度から平成2年度まで	510,000
中小河川改修事業二級河川蒲生川改良工事に伴う用地購入費	平成元年度から平成5年度まで	270,000
公営住宅建設事業	平成元年度から平成2年度まで	289,881
地域特別分譲住宅購	平成元年度から	55,245

る。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	3,553,866 千円
	合 計	3,553,866
2 繰 越 金	1 繰 越 金	71,208
	合 計	71,208
歳 入		3,625,074

歳 出

款	項	金額
1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,519,216 千円
	合 計	3,519,216
2 諸 支 出 金	1 償 還 金	1
	合 計	1

予 備 費	金額	
	予 備 費	合 計
1 予 備 費	105,857	105,857
合 計	105,857	105,857
歳 出	3,625,074	3,625,074

平成元年度鳥取県公共用地先行取得事業特別会計予算
平成元年度鳥取県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,819,851千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	1,819,851 千円
	合 計	1,819,851
歳 入		1,819,851

歳 出

款	項	金額
1 事業費		千円 1,819,851
	1 公債費	1,732,092
	2 繰出金	87,759
歳出合計		1,819,851

平成元年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

平成元年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 10,500
	1 国庫貸付金	10,500
2 繰入金		6,202
	1 一般会計繰入金	6,202
8 繰越金		1,158
	1 繰越金	1,158
4 諸収入		92,597
	1 貸付金元利収入	90,707
	2 雑収入	1,890
歳入合計		110,457

歳出

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付事業費		千円 110,457

	1 母子福祉資金貸付事業費	110,457
歳 出	合 計	110,457

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成元年度から平成5年度まで	千円 102,924

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 10,500	政府の定める方法による。	% 無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	10,500			

平成元年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成元年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,874千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳 入	項	金 額	
			千円	
1 繰 越		1 繰 越 金	22,371	
			千円 22,371	
2 諸 収 入		1 貸付金元利収入	43,816	
			千円 44,508	
		2 雑 入	687	
歳 入	合 計		66,874	

歳 出

款	項	金 額	
		千円	
1 寡婦福祉資金貸付事業費		66,874	
		千円 66,874	
歳 出	1 寡婦福祉資金貸付事業費	66,874	

歳 出 合 計	66,874
---------	--------

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成元年度から平成4年度まで	千円 21,216

平成元年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成元年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,062,894千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫補助金	千円 29,139
2 繰 入 金	1 一般会計繰入金	511,883
3 繰 越 金		35,124
	1 繰越金	35,124
4 諸 収 入	1 県預金利子	724
	2 貸付金元利収入	2,551,293
	3 雑 入	1
	5 県 債	934,730
歳 入 合 計	1 県 債	934,730
		4,062,894

歳 出

款	項	金額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		4,062,894
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	4,062,894
歳 出	合 計	4,062,894

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	934,730 千円	中小企業事業団の定める方法による。	4.3以内	中小企業事業団業務方法書に基つて都道府県に付する資金貸付基準則第5条に定める。
計	934,730			

平成元年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成元年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,453千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第87号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		90,512
	1 国庫貸付金	90,512
2 繰 入 金		55,708
	1 一般会計繰入金	55,708
3 繰 越 金		105,192
	1 繰 越 金	105,192
4 諸 収 入		249,041
	1 貸付金元利収入	249,039
	2 県預金利子	
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	500,453

款	項	金額
1 農業改良資金貸付事業費		千円 500,453
	1 農業改良資金貸付事業費	500,453
歳出	合計	500,453

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 90,512	政府の定める方法による。	無利子 %	農業改良資金助成法による。
計	90,512			

平成元年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成元年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,384千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 2,384
	1 一般会計繰入金	2,384
2 繰越金		28,965
	1 繰越金	28,965
3 諸収入		81,033
	1 貸付金元利収入	81,033
	2 県預金利子	1
	3 雑収入	1
歳入	合計	112,384

歳出

款	項	金額
1 林業改善資金貸付事業費		千円 112,384
	1 林業改善資金貸付事業費	112,384
歳出	合計	112,384

平成元年度鳥取県営林事業特別会計予算
 平成元年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 330,414千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 11,394
	1 国庫補助金	11,394
2 財産収入		18,881
	1 財産売却収入	18,827
	2 財産運用収入	54
3 繰入金		176,081

歳入	合計	金額
4 繰越金	1 一般会計繰入金	176,081
		1,000
5 諸収入	1 繰越金	1,000
	1 受託事業収入	40,058
	2 雑収入	100
6 県債		39,958
	1 県債	83,000
		83,000
		83,000
		330,414

歳出	合計	金額
1 県営林事業費		千円 279,132
	1 職員費	101,299
	2 造林事業費	10,495
	3 保育事業費	152,577
	4 処分事業費	990

歳 出	歳	項	金 額
1 事 業 費			千円 186,555
		1 事 業 費	186,555
2 公 債 費			171,836
		1 公 債 費	171,836
歳 出	合 計		358,391

平成元年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成元年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,374千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金			千円 6,883

歳 入	歳	項	金 額
2 繰 入 金			4,814
		1 一 般 会 計 繰 入 金	4,814
3 繰 越 金			12,818
		1 繰 越 金	12,818
4 諸 収 入			66,859
		1 貸 付 金 元 利 収 入	66,857
		2 県 預 金 利 子	1
		3 雑 入	1
歳 入	合 計		91,374

歳 出

歳 出	款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費			千円 91,374
		1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	91,374
歳 出	合 計		91,374

平成元年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
平成元年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ945,899千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 241,022
	1 負担金	241,022
2 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 国庫支出金		167,325
	1 国庫補助金	167,325

4 繰入金		474,404
	1 一般会計繰入金	474,404
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		11,146
	1 雑収入	11,146
7 県債		52,000
	1 県債	52,000
歳入	合計	945,899

款	項	金額
1 流域下水道事業費		千円 611,011
	1 流域下水道建設事業費	361,780
	2 流域下水道管理事業費	249,231
2 公債費		334,888
	1 公債費	334,888

8 諸 収 入		34
	1 雑 入	34
歳 入	合 計	128,746

1 県立学校農業実習費	項	金 額
	1 県立学校農業実習費	千円 128,746
	合 計	128,746

平成元年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成元年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

1 国庫支出金	項	金 額
	1 国庫委託金	千円 14,720
2 財産収入	1 財産売却収入	18,708
3 繰 入 金	1 一般会計繰入金	177,975
4 諸 収 入	1 雑 入	1,139
歳 入	合 計	212,542

1 県立学校水産実習船実習費	款	項	金 額
	1 県立学校水産実習船実習費		千円 212,542
	合 計		212,542

平成元年度鳥取県管電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成元年度鳥取県管電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 159,765,000KWH
- (2) 袋川発電所調査費 515千円
- (3) 若桜発電所調査費 5,150千円
- (4) 河原発電所調査費 5,150千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 電気事業収益	2,297,785千円	第1款 電気事業費	2,002,589千円
第1項 営業収益	2,075,244千円	第1項 営業費用	1,175,737千円
第2項 営業外収益	219,382千円	第2項 営業外費用	826,852千円
第3項 特別利益	3,109千円		

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 292,554千円は過年度分損益勘定

留保資金292,554千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 43千円
- 第1項 固定資産売却代金 43千円

支 出

- 第1款 資本的支出 292,597千円
- 第1項 建設改良費 72,815千円
- 第2項 企業債償還金 219,782千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、264,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 460,074千円
- (2) 交際費 400千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち、66,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 66,000千円
- (たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、2,000千円と定める。

平成元年度鳥取県管工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成元年度鳥取県管工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 20,791,000立方メートル
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 841,003千円

第1項 営業収益 836,544千円

第2項 営業外収益 4,459千円

支出

第1款 工業用水道事業費 297,892千円

第1項 営業費用 259,846千円

第2項 営業外費用 38,046千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額88,026千円は当年度分損益勘定留

保資金42,454千円、繰越利益剰余金処分額24,709千円及び当年度利益剰余金処分額15,863千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 28,000千円

第1項 企業債 28,000千円
支 出

第1款 資本的支出 111,026千円

第1項 建設改良費 31,660千円

第2項 企業債償還金 59,366千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 20,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	28,000千円	証券発行のうえ、地方債の発行に依り、郵政省に納入し、貸付金として貸し出す。ただし、財政の債部は、その償還は、事業部が負担する。また、財政の債部は、その償還は、事業部が負担する。また、財政の債部は、その償還は、事業部が負担する。	10%以内	借入年度から1年後、毎年29年度まで償還する。償還は、短期償還と長期償還とを併用し、繰上償還も行うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、58,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 124,015千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち、24,709千円及び当年度利益剰余金のうち15,863千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債債立金 40,572千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成元年度鳥取県管理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成元年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 1ヘクタール
 - (2) 境港外港昭和地区埋立地売却面積 1ヘクタール
 - (3) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 12.9ヘクタール
 - (4) 境港外港竹内地区埋立事業費 1,480,486千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 3,225,329千円

第1項 営業収益 3,225,309千円

第2項 営業外収益 20千円

支 出

第1款 埋立事業費 4,294,035千円

第1項 営業費用 4,294,035千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 812,828千円は過年度分損益勘定留保資金812,828千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 3,318,448千円

第1項 企業債 3,219,000千円

第2項 建設収入 99,448千円

支 出

第1款 資本的支出 4,131,276千円

第1項 建設改良費 1,481,876千円

第2項 企業債償還金 2,649,400千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

第1款 資本的収入	65,080千円
第1項 他会計からの借入金	65,080千円
支 出	
第1款 資本的支出	130,160千円
第1項 企業債償還金	65,080千円
第2項 他会計からの借入金償還金	65,080千円
(一時借入金)	
第5条 一時借入金の限度額は、105,000千円と定める。	

平成元年度鳥取県宮病院事業会計予算
(総 則)

第1条 平成元年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	748床
(2) 年間入院患者数	259,515人
(3) 年間外来患者数	396,048人
(4) 一日平均入院患者数	711人
(5) 一日平均外来患者数	1,338人
(6) 主要な建設改良事業	医療機器備品 191,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
-----	--

第1款 病院事業収益	10,089,520千円
第1項 医業収益	9,130,276千円
第2項 医業外収益	957,419千円
第3項 特別利益	1,825千円
支 出	
第1款 病院事業費用	10,392,077千円
第1項 医業費用	10,017,007千円
第2項 医業外費用	865,912千円
第3項 特別損失	9,158千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 281,013千円は過年度分損益勘定留保資金281,013千円で補てんするものとする。)	
収 入	
第1款 資本的収入	1,482,098千円
第1項 出資金	482,360千円
第2項 他会計からの借入金	884,708千円
第3項 企業債	185,000千円
第4項 電話債券償還金	30千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,713,111千円
第1項 建設改良費	225,850千円
第2項 企業債償還金	505,062千円
第3項 他会計からの借入金償還金	982,199千円

